

⑥ 擁壁の転倒、滑動及び沈下に対する安全率は、表-16によるものとする。

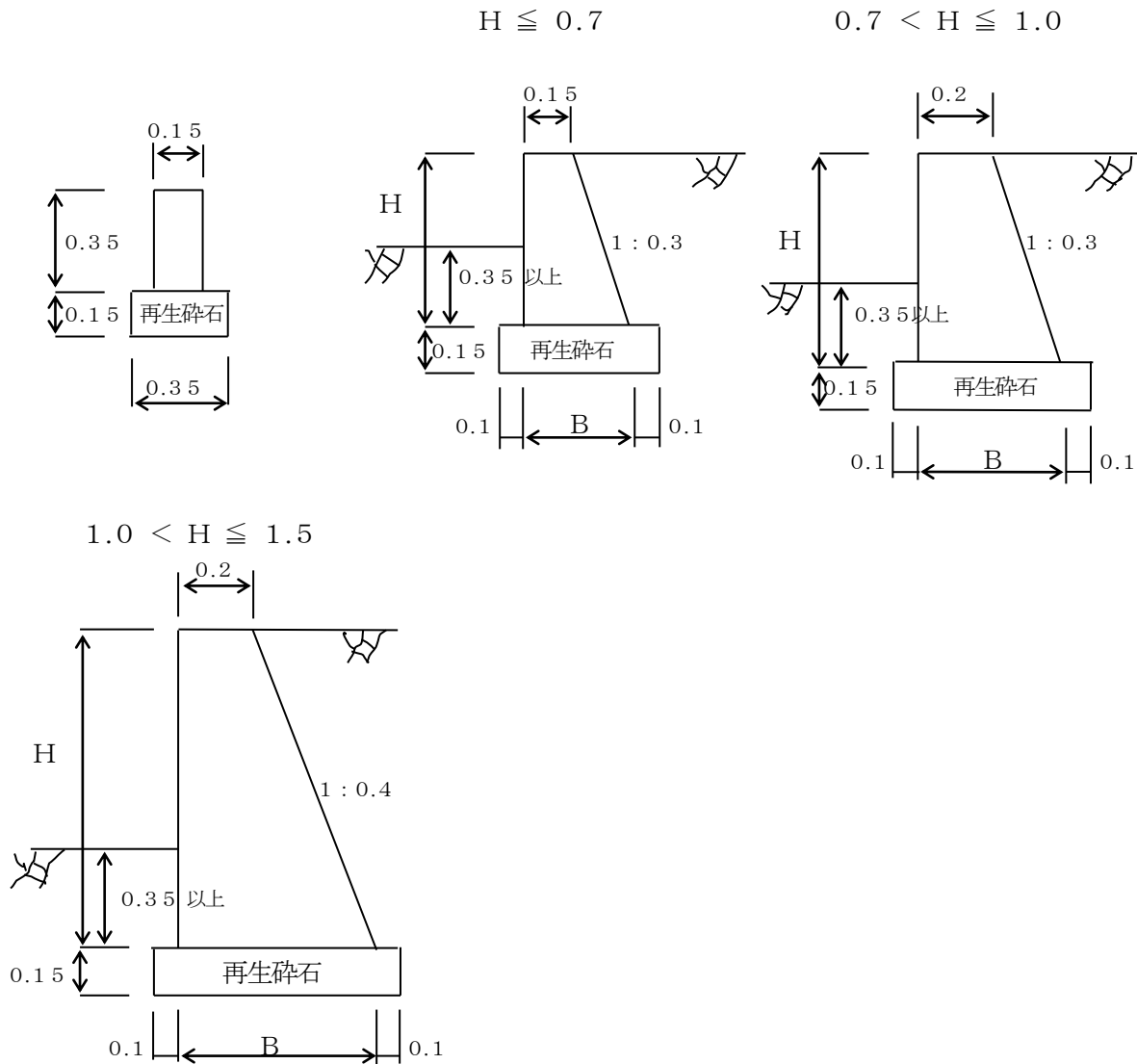
表-16 安全率

名称	常時	地震時
転倒	1.5	1.2
滑動	1.5	1.2
沈下	荷重 < 許容支持力	

(3) この基準に定めるもののほかについては、土木構造物標準設計を参照のこと。なお、重力式擁壁は、支障がないと認められる場合（輪荷重がかかる場合等を除く）、図-21を標準とする。

図-21

単位：m



※水路壁に隣接して擁壁を設置する場合は、水路底から0.15m下方を擁壁の基礎天とする。